

氏 名 ^{たか}高 ^ぎ木 ^{ひで}英 ^{あき}明
 学位(専攻分野) 博 士 (教育学)
 学 位 記 番 号 論 教 博 第 78 号
 学位授与の日付 平成 11 年 1 月 25 日
 学位授与の要件 学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
 学 位 論 文 題 目 大学の法的地位と自治機構に関する研究
 — ドイツ・アメリカ・日本の場合 —

(主査)

論文調査委員 教授 白石 裕 教授 江原 武一 助教授 高見 茂

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、大学の自由・自治には国家統治(権)の枠内における「存在論的自由」(大学の法的地位)と「機能論的自由」(大学の本質的機能=研究と教授)とがあることに注目しながら、ドイツ・アメリカ・日本の3カ国の大学(主に権力と直接的な関係に立つ国立・公立の総合大学)を対象に、それぞれの国の大学存在の法的構造とその自治機構の歴史的な生成・発展の過程を大学の自由との関連において分析し、検討したものである。

第一部「ドイツ大学の法的地位と自治機構」ではドイツの大学の法的地位および自治機構の変遷が歴史的に考察され、ドイツの大学の法的地位についての主要な論争点である公法上の社團説および独立営造物説が詳細に検討される。また自治機構として大学の自治行政権が国家の大学監督権との関係において論じられる。そして1960年代後半の大学紛争を経て、大学の法的性格にも、その自治機構にも大きな変化がみられ、各邦に「大学法」ないし「高等教育法」、連邦には「大学大綱法」が制定され、そのなかで大学は公法上の社團としての規定が確定されたことが明らかにされる。ただし公法上の社團と独立営造物という二重の法制的性格は残っていると指摘される。また大学紛争のなかで登場した自治機構への構成員の参加の原理およびその結果としての集団代表制・集団管理の大学、専門代表制の大学の是非について検討される。そしてこうしたドイツ大学の公法上の社團としての法的地位を高く評価しながらも、本論文は「機能論的自由」を重視する立場をとる。

第二部「アメリカの大学の法的地位と自治機構」ではアメリカの大学(州立大学)の法的地位に州政府の機関、公法人、憲法上独立した法人の3つがあることが指摘され、それぞれの地位について理論的考察を加えた上で、大学の自治・自由を確保するものとして憲法上の独立法人に注目する。しかしながら、そのような法人も理事者管理方式による「広義の大学」の自由であり、「狭義の大学」(教授団)の自治・自由を意味しないとして、その限界が指摘される。したがって、アメリカの大学における自治機構を考察するためには「理事会」対「教授団」の関係を検討しなければならないと論じ、その具体的な法制度について考察される。また自治機構の例として教員の身分を保障する在職権(アカデミック・テニユア)の制度と処分の場合の適正手続きが検討される。

第三部「日本の大学の法的地位と自治機構」では戦前と戦後の法的地位やその理論について検討される。そのなかで戦後の国・公立大学については戦前の「教授会自治」を引き継いだ上、憲法第23条による「学問の自由」の保障もあつて、強度の自治を享受しているが、今なお法人格を与えられておらず、またそれゆえ理論的にも「大学=営造物」説が戦前、戦後を通じての有力な説になっていることが明らかにされる。

「総括」では上記3カ国の大学の法的地位と自治機構の在り方が比較の観点も交えて総合的に考察され、大まかな異同点がされる。そして本論文では「機能的自由・自治」と「存在論的自由・自治」の二つの面から分析を試みたが、さらに考察を深めるためには、大学の自由・自治の4側面(①機能論的、②機構論的、③財政論的、④存在論的自由)の総合的検討が必要であると述べられる。そして「大学の自由」に価値を置く観点からは、大学の管理(自治)機構は「理事会管理方式」よりは「教授団自治方式」の方が望ましいこと、ただし同時に「自己浄化装置」を備えることも必要と提言される。

論文審査の結果の要旨

本論文は、大学の自由・自治の在り方を大学の法的地位と自治機構の在り方を通して考察した、論者の長年にわたる研究成果の一環である。論者の主たる関心は、大学自治と国家との関係であり、したがって考察の対象となる大学は主に権力と直接的な関係に立つ国立・公立大学である。そして国立・公立大学は法源の上では国家の支配権に服するのであり、それゆえ大学自治の問題は国家の統政権の枠内における大学の本質的な在り方を問うことになるというのが論者の基本的な見解である。そして大学の法的地位と自治機構の在り方を考察する本論文の分析枠組として論者は、大学の法的地位に関わる「存在論的自由」と大学の本質的な機能である研究と教授の自由に関わる「機能論的自由」の2つの側面を提示し、それを用いて論考を進めている。このようにして、本論文は、ドイツ・アメリカ・日本の3カ国の大学存在の法的構造とその自治機構を歴史的な生成・発展を押えながら分析・検討し、明らかにした労作である。

本論文の意義をあげると、第1に、ドイツ・アメリカ・日本の3カ国の大学の法的地位と自治機構の在り方を歴史的に跡づけし、理論的に明らかにしたことおよび新たな観点を打ち出していることである。本論文によれば、ドイツでは大学の法的については公法上の社団が独立営造物かという論争が歴史的に展開されており、実際には2つの性格を含むものとして理解されているが、両者の違いは通説が主張する成員資格の有無ではなく、主体性の有無で区別されるべきであると述べる。こうした主体性説によって大学の自治の側面がより強調される。また大学の自治（管理）機構については大学紛争後に登場した集団代表制、専門代表制などの自治機構を検討した上で教授層の見解が重視される専門代表制を望ましいとの評価を下している。次にアメリカでは大学の法的地位について州政府の機関、公法人、憲法上独立した法人のなかで大学の自由・自治の観点から最後の憲法上独立した法人が優れていると評価する。しかしながら、こうした独立法人を含めてアメリカの大学は理事会管理方式を採っており、そうした自治機構は必ずしも教授団の自由・自治を保障するものにならないとしてその限界を指摘する。また、日本では大学は第二次大戦前の教授会自治を引き継ぎ、憲法第23条による「学問の自由」の保障もあって強度の自治を享受しているが、今なお理論的に「大学＝営造物」説が有力となっているなかで、法人格を与えられていないことによる自由・自治の脆弱性を有すると指摘する。

本論文の第2の意義は、分析枠組として「存在論的自由」と「機能論的自由」という2つの側面を設定し、それに基づき大学の自由・自治をより多面的にとらえていることである。通常、大学の自由・自治に関する考察は、研究・教授の自由と管理（自治）機構面の自由をそれぞれ別個に論及する場合が多いが、著者が示唆するように、2つの側面の自由が確保されなければ、大学の自由・自治も危ういことになる。そしてこの2つの自由・自治のなかで著者は、研究と教育の自由を意味する「機能論的自由」こそ大学の本質であると説き、大学の自由・自治の最終的評価をそこに置く。したがって、著者が3つの国のなかでドイツの大学の公法上の社団の形態を最も高く評価しながらも、なおそこに管理機構の面で国を代表するKanzlerが置かれ、また政府や財界などの代表と大学の代表者で構成されるアメリカ風の理事会が置かれていると批判的に述べる。

論者も認めているように大学の自由・自治の問題をさらに深く考察するためには、存在論的自由と機能論的自由だけではなく、もっと多様な側面からの総合的検討が必要であろう。また法制面・機構面の静態的側面だけではなく運用実態など動態的側面からの考察も必要となる。本論文にはその点にやや不十分さが散見されるが、そうした点は論文全体に決定的な影響を与えるものではなく、本論文の上述の意義を損なうものではない。論者によってもたらされる知見には大なるものがあり、本論文は教育行政学・高等教育研究の発展に寄与するものである。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものとして認める。また、平成10年10月29日に、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。